明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第百三十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(43)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項に該当するものとする。

第百三十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(44)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

五　関税率表第九〇・〇七項に該当するもの

六　関税率表第九〇・一〇項に該当するもの

七　関税率表第九〇一三・一〇号及び第九〇一三・八〇号に該当するもの

八　［略］

九　関税率表第九〇・一五項に該当するもの

十　関税率表第九〇・二四項に該当するもの

十一　関税率表第九〇二五・一九号及び第九〇二五・九〇号に該当するもの

十二　［略］

十三　関税率表第九〇・二七項（第九〇二七・二〇号、第九〇二七・三〇号及び第九〇二七・九〇号を除く。）に該当するもの

十四　［略］

十五　関税率表第九〇・三〇項（第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・三三号、第九〇三〇・八四号及び第九〇三〇・九〇号を除く。）に該当するもの

十六　関税率表第九〇・三一項に該当するもの

十七　［略］

第百三十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(45)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第九四〇一・一〇号及び第九四〇一・二〇号に該当するもの

二　関税率表第九四〇三・三〇号に該当するもの

三　関税率表第九四・〇六項に該当するもの

第百三十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとする。

第百三十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(47)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第九六・〇六項に該当するもの

二　関税率表第九六〇八・九一号に該当するもの

三　関税率表第九六一二・二〇号に該当するもの

第百三十六条～第百五十四条　［略］

［新設］

第九十九条　輸出令別表第二の三第二号の二ルに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

五　関税率表第九〇〇七・一〇号に該当するもの

六　関税率表第九〇一〇・一〇号に該当するもの

七　関税率表第九〇一三・一〇号に該当するもの

八　［略］

九　関税率表第九〇・一五項（第九〇一五・三〇号を除く。）に該当するもの

十　関税率表第九〇・二四項（第九〇二四・九〇号を除く。）に該当するもの

十一　関税率表第九〇二五・九〇号に該当するもの

十二　［略］

十三　関税率表第九〇二七・一〇号、第九〇二七・八一号及び第九〇二七・八九号に該当するもの

十四　［略］

十五　関税率表第九〇三〇・三二号、第九〇三〇・三九号、第九〇三〇・四〇号、第九〇三〇・八二号及び第九〇三〇・八九号に該当するもの

十六　関税率表第九〇三一・二〇号に該当するもの

十七　［略］

［新設］

第百条　輸出令別表第二の三第二号の二ヲに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとする。

［新設］

第百一条～第百十九条　［略］

附　則

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百五十二号）の施行の日から施行する。

備考　表中の［　］は注記である。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）